組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
とうもろこし	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
とうもろこし	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
とうもろこし	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
とうもろこし	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社

○農林水産省告示第千六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町山崎字裏山三〇〇の一、三〇二、字二反田平三〇三、気高町奥沢見字長丁一七四の一、一〇四一の一、倉吉市円谷町字ジガ谷三七八の一三から三七八の一八まで、字下砂谷三八〇の一二、三八〇の一七、字上砂谷三八一の一六から三八一の一八まで、河来見字二本木平八五八の五、大河内字心吉ノ峰七八九、森字家ノ平五二三の一、五二四、五二六の一、五二六の二、五二七、東伯郡琴浦町大字中村字小ヒラ谷三〇六の一、三〇六の六から三〇六の一二まで、三朝町大字木地山字下小屋九八、一〇〇、一〇一、大字東小鹿字三月田平一三七四の一、一三七五、一三七六、字宮ノ上ヰ七〇四、七〇七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町山口字山東大河原一〇五八の一、日野郡日南町三栄字深谷奥一八一一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河原町稲常字深谷口八七二、八八四、八九三の一、字胡摩土居九七九、字下モ平尾九八〇、字中平尾一〇一八、字上エスゲ田一一六五、字深谷一一七二、一一七七、一二二四、東伯郡三朝町大字東小鹿字河原三〇一の五、字樋口三七一、字河原平四七九、四八一の一、四八二、大字西小鹿字宮ノ下一五四五、字岩本山一五四九の一、一五四九の二、一五五八の一、一五六一の一、一五六一の二、字井戸尻一五七四の一、一五七五の一、一五七六の一、琴浦町大字佐崎字小坂ノ上二七五、大字太一垣字シコ谷六一六の一四、字シコ谷東平五九七、五九八、字萩谷六二三から六二八まで、字長谷口西平六七六の一、大字中村字坪谷口二四、大字太一垣字本谷東平三一一から三一四まで、三一九から三二二まで、三二九、三三三、三三四、字城山二二八、二二九、字山添二三一、二三四、二三五、大字福永字伊屋谷四一〇の一一、倉吉市怜谷字矢谷三六三、みどり町三四九二、三四九六、三四九七

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備